

Title	戦時封鎖を論ず
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.4 (1909. 11) ,p.301(65)- 324(88)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091101-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091101-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

64 其徴を現し來つた青年學生の謠曲道樂こそ解す可らざる奇怪千萬のものである。

雜 録

戰時封鎖を論ず

小倉 和 市

第一章 封鎖の觀念

戰時封鎖は之を細別するときには軍事封鎖と商事封鎖の二となすことを得可し。前者は敵の戰鬪力を破るが爲め作戰動作の一として行ふ所にして其目的は陸上の攻圍と同じく敵の根據地に對する交通を絶つにあり。反之後者は敵國に取りて重要な資源たる海上商業を杜絶し其戰爭繼續の資源を涸渴せしむるが爲め海岸一定の場所に對する船舶の出入を遮斷するにあり。然るに此兩者は時として分別し難きことあるのみならず其一種は自然に轉じて他の一種となることあり。且つ法律上に於ても封鎖されたる場所に對する交通を遮斷するの點に

於て差異あることなく唯此兩者は(一)其主たる目的を異にする結果同一原則の實際の適用に於て多少の差異を生ずることあるの事實と(二)現今の所謂封鎖なるものは其の目的主として商業上の封鎖にあり従て本論に於て研究する所も主として商事封鎖にあることを注意すれば足れり。故に予は戰時に於ける封鎖を次の如く定義せんとなす。

戰時封鎖(以下單に封鎖と稱す)とは交戰國の一方が兵力を以て敵國又は敵の占領する港又は海岸と公海との交通を遮斷するを云ふ。

吾人は封鎖の意義を明瞭ならしめんが爲め次の區別に注意することを要す。

(一)攻圍又は戰時占領と封鎖との差異。前者の場合に於ける交通の遮斷は占領又は攻圍の當然の結果として行はるゝものにして交通の遮斷其ものは其本來の目的に非ず。然るに海上に於ては中立國は交戰國と等しく自由に敵國と交通するの權利を有するものなるが故に交戰者が戰爭の遂行に伴

ふ特殊の必要上中立者の此自由交通の權利を排除せんとせば一定の條件を具備せる有効なる封鎖を設定せざる可からず。換言すれば封鎖其もの本來の目的は交通の遮斷其ものに外ならざるなり。

(二) 戦時禁制品と封鎖との差異。戦時禁制品に關する國際公法上の法則は敵に輸送せられて其使用に供せらる可き一定の物品を交戦國の領海又は公海に於て捕獲するの權利を交戦者に與ふるに止まると雖も封鎖の場合にありては其封鎖したる場所に對し單に戦時禁制品のみならず一切の交通を遮斷するものなり。

(三) 一般的通商禁止と封鎖との差異。封鎖を有効に維持せんとするには充分なる兵力を要するを以て封鎖國は重大なる負擔を課せられ、從て封鎖の範圍は大に限局せらるゝの結果を生ずるに反し第十六世紀以前及び第十九世紀の初頭に屢々濫用せられたる一般的通商禁止の場合に於ては此負擔あることなし。從て禁止の範圍にも亦制限を受

くることなし。

前述せるが如き意義を有する封鎖は果して適法なるや否や。想ふに交戦國は特に封鎖を設定せずとも交戦状態より生ずる當然の結果として或は敵國が外國と交通するを禁じ或は敵國の船舶及び貨物を捕獲するの權利を有するが故に封鎖の設定は交戦國間に於ては當然適法なるのみならず却て他の戦争遂行の方法よりも寛大なる手段に屬し戰闘方法中最も仁愛主義に適する平和的方法なりとは一般學者の認むる所なり。然るに中立國は元來交戦國双方に對し交通々商の自由を有するを原則とするものなるを以て敵國と中立國との交通を遮斷することを目的とする封鎖は中立國に對する關係に於て果して適法なるや否やの問題を生ず。此點に關し或は「封鎖は戦時禁制品の如く一定種類の商業を妨害するに止まらずして封鎖の場所に對して如何なる種類の商業をも禁止するものなるが故に最も懸念す可く中立國人民に固有なる通商交通の自由に反對するものなり」と説くものありと雖

も交戦國間の戦争は殆んど悉く間接に中立國人民の通商に影響を及ぼさざるものなきを以て單に此理由によりて封鎖に反對するは其當を得たるものに非ず。又或は近代に至り一方に於て陸上に於ける運輸交通の便大に開けたると同時に蒸汽機關の使用によりて封鎖の衝破を容易ならしむるに至りたるのみならず他方に於て水雷の發明により封鎖艦隊に危険の度を増したるが故に封鎖が其效力を發揮し得可き範圍は頗る局限せられたりと唱ふるものあり。此議論たるや一部の眞理を含むことなきに非ずと雖も(一)海上の商業と陸上の商業との間に於ける便否及び運賃の差異(二)戦争に關する隣國の態度及び(三)被封鎖國の地理的若しくは商業的關係よりして封鎖が依然として被封鎖國の商業に對する有效なる打撃たるや疑なき所なり。故に吾人は封鎖なるものが戦時國際公法上適法の行為たることを毫も疑ふの餘地なく唯此交戦者の權利と中立國の交通々商自由の權利との間に適當の調和を得せしむるが爲め封鎖の設定に關し充分嚴

密なる條件を課するを以て足れりとす。

第二章 封鎖權の基礎

封鎖權の基礎に關し英國の公法學者は特に理論的の説明を與ふることなく唯英國捕獲審檢所の判例に據るを以て足れりとす。

或は封鎖權の基礎を説明するに敵國版圖侵略の法理を以てし封鎖は領海と稱する敵國版圖の一部の侵略なりとなすものあり。或は封鎖とは交戦國の一方が敵國の領域管轄權を奪ひて之に代るものなるが故に其區域は領海の範圍外に出づること能はずとなすものあり。又或は封鎖は海洋の一部の軍事占領なりと唱ふるものありと雖も之等の三説は(一)被封鎖國は海岸より砲丸の達する限り依然封鎖せられたる場所に對して管轄權を行使し得ること(二)封鎖の範圍は必しも領海に限られざること又は(三)占領説又は管轄權の代位説を基礎とすれば其結果として容認せざる可からざる自然の論結一例へば一定の中立國人民若しくは自國人民に對し特に封鎖の場所に對し商業をなすの免許を與ふ



るを得ること又は封鎖違反者に對し身體刑を科することを得る等—は現今國際公法上に於て認められざることを等の點に想到するときは其誤れるものなるを知らん。

更に他の一派の學者は封鎖權の基礎は全然戰爭の必要に出でたるものにして中立國の商業が之が爲めに妨害を受くるも亦實に止むを得ざるものなりとなせり。ポンフェイス之を駁して曰く若し交戦者の利益のみを以て封鎖の法理的基礎とせんか之れ交戦者に自由專斷の行動を許與し平和關係にある國家をして一に交戦國の意に維れ従はざる可からざらしむるの結果を生ずるものなりと。

其他或は「交戦者が行ひたる封鎖を中立國人民が尊重す可きことは局外中立の自然的結果にして交戦行爲に一切關係することを避く可き義務に基くものなり」となし或は「封鎖は交戦者の權利と中立者の權利との調和に出てたるものなり」となすものあり。

前述せる如く封鎖權の基礎に關する學説は區々に

して一定せずと雖も吾輩は封鎖權の法理的根據を兩面より觀察し封鎖を設定することは戰爭の必要に基く交戦權の活動なりと雖も中立國民が之を尊重す可きことは中立の義務より生ずる當然の結果なりとするの最も安當なるを信せん。如何となれば交戦者は敵の抵抗力を滅殺して戰爭の目的を達するが爲めに必要なる手段を採るの權利を有するものなるが故に此手段の一として封鎖を行ひ得可きことは恰かも陸上に於て攻圍を行ひ得可きと等しく之を容認せざる可からず。從て又戰闘行爲に全然無關係たる可き中立國又は中立國人民が交戦者の必要とする此戰闘上の企圖を阻害することを得ざるの義務あるは當然なりとす。唯此封鎖なるものは前述せるが如く所謂公海の自由及び中立者が交戦國双方に對して有する通商の自由に對し重大なる制限を加ふるものなるを以て交戦者の專斷非理の行動を防止せんが爲め後に述ぶるが如き嚴重なる條件を封鎖者に對して課することを必要とするのみ。

### 第三章 封鎖の沿革

第十六世紀以前に於ては造船術の進歩未だ幼稚なりしのみならず大砲の着弾距離も亦頗る短少なりしを以て封鎖の設定は不可能なりき。加之昔時にありては中立の觀念存することなく同盟者に非らざれば即ち敵なりしを以て交戦者は封鎖よりも一層有效にして且つ便利なる方法によりて敵の通商交通を阻害し得たるを以て特に封鎖に訴ふるの必要なかりき。

第十六世紀より第十七世紀の中頃に至る期間に於ては千六百三十年六月二十六日發布蘭國勅令の如く理論上封鎖の實在を條件とせるものなきに非らざりしも要するに皆實力によらざる封鎖即ち擬制封鎖なりき。第十七世紀の後半に至りて始めて實力を以て封鎖することを條約上の義務となすもの間々發生し、一片の宣言による港灣の封鎖を認むる條約に對し故障を唱ふるものあるに至れり。

第十八世紀に至りて條約に於ては封鎖は必ず實力による可きことを規定せるもの漸く増加し或は其

有効條件をさへ規定せるものありしも實際に於ては之等條約の規定は實行せられたるに非ず。

米國獨立戰爭に關聯して起れる第一武裝中立（千七百八十年二月二十八日）及び佛國革命戰爭に關聯して發生せる第二武裝中立（千八百一十二年十月八日）の宣言は共に英國の宣言せる擬制封鎖に對し頗る嚴格にして今日より見れば非理なるが如き反動的の規定を設け封鎖が有効ならんが爲めには「國家が其場所に戰艦を碇泊せしめ且つ其距離も充分接近せしめざる可からざるととなせり。

第十九世紀の劈頭に締結せられたる英露條約に於ては締盟國双方の相互讓歩により武裝中立の宣言中に規定せる封鎖の條件中戰艦の配置に關し「且つ」なる文字を變じて「又は」となせり。然るに那翁戰爭中英國は樞密院令を以て、那翁は伯林及びミランの兩宣言を以て互に極端なる擬制封鎖を設定して中立國をして非常なる悲境に陥らしめたり。

此英佛封鎖戰爭の問題は那翁の没落と共に自然に消滅し千八百十五年の巴里條約及び維納條約は封

鎖に關して一言の規定なくして止みしが、爾後大陸諸國は封鎖は實力的ならざる可からずとの點に於て一致し合衆國も亦此主義に賛同したるにも拘らず英國は依然擬制封鎖の舊慣に執着せり。

然るにクリミア戰爭に至り英佛共同して露國と戰ふに當り封鎖に關する主義の反對を調和するの機を生じて千八百五十四年三月二十八日の宣言となり遂に千八百五十六年四月十六日七大國の間に締結せられたる巴里宣言に於ては「港口の封鎖を有効ならしむるには實力を用ひざる可からず、即ち敵の海岸に接近するを實際防止するに足る可き充分の兵備を要す」と規定せり。之れ全く擬制封鎖を禁ずるの精神に出だたるものにして米、墨、西の三國を除き他の諸強國は皆此宣言に加盟せしが千九百〇九年二月二十六日倫敦に於て日、獨、米、澳、西、英、伊、和、露の九個國間に調印せられたる海戰法規に關する宣言（以下單に倫敦宣言と略稱す可し）は其第二條に於て再び巴里宣言第四條の規定を採用し之を以て一般に認められたる國際

法上の原則なりとなせり。而して該條文に所謂實力とは如何なるものなりやに關しては封鎖の條件を述ぶるに當りて詳論す可し。

第四章 封鎖の條件

第一節 戰爭狀態の存在

封鎖とは交戰國の一方が兵力を以て敵國又は敵の占領する港又は海岸と公海との一切の交通を遮斷するを云ふものなるが故に其設定は二國又は數國間に戰爭狀態の存續中に限ることは言を換たす（但し平時封鎖は此限りに非ざることを注意するを要す）從て開戰以前又は完全なる講和成立以後には封鎖あることなし。尙此點に關しては下の諸問題に注意することを要す。

（一）講和條約の調印と共に封鎖は當然に終了するか。否單に講和條約に調印せるのみにては必ずしも完全なる平和の克復に非ざるを以て封鎖の效力に當然影響を及ぼすものに非ずとなすを正當とす。

（二）遠隔せる場所に於て封鎖任務に従事する艦隊

の司令官が平和が完全に克復せられたるの事實を知らざるときは封鎖は尙有效なりや。此點に關しては學者其説を異にするも予は平和克復と共に封鎖は絶對に終止するものと信ず。

（三）休戰又は停戰は封鎖に如何なる効果を及ぼすや。休戰又は停戰は毫も交戰關係を變更するものに非らざるが故に（甲）既設の封鎖は依然繼續するも（乙）其期間中新たに封鎖を設定することを得ずとなすを正當とす。

第二節 交戰者の正當の權力による宣言

封鎖は戰爭行為の一なるを以て交戰者たるの資格を有する者は其國家たると交戰團體たるを問はず總て之を設定するの權利を有するものとす。

一國內に於て何人が封鎖設定の權を有するやは全く憲法上の問題にして國により時代によりて必ずしも同一ならずと雖も元來封鎖は中立國の交通々商に重大なる關係を有するを以て國際公法上に於ては國家の元首を以て宣言者となし、政府の責任を以て之を取扱ふ可きものにして下級官吏は其意

思によりて封鎖を設定し又は變更することを得ず。從て艦隊の司令官は其普通の職權内に於ては封鎖を實行することを得ず必ず其政府よりの特別の訓令によらざる可からず。但し下に掲ぐる特殊の場合あることを注意す可し。

（一）若し艦隊の司令官にして作戰の必要上豫め正當の權力者より訓令を得ずして封鎖を設定したるときは本國政府の追認を要す。

（二）若し艦隊の司令官にして遠隔の地に出勤しつゝありて本國政府の訓令を受くることを得ざる場合にありては作戰の必要上封鎖を實行し得可き權限を附與せられたるものと看做さる

第三節 封鎖し得可き場所

倫敦宣言第一條は「封鎖は敵國又は敵の占領する港及び海岸に限らる可し」と規定せり。之れ現行國際公法上の原則と看做さる可きものにして此規定によれば交戰國は敵國の港及び海岸は何れの部分と雖も之を封鎖することを得るは勿論、中立國の領土たると自國の領土たるとを問はず苟くも敵



の占領に係る海岸と公海との交通を遮断せんと欲せば之れを封鎖することを得可く、又必ず封鎖の手段に訴へざる可からず

前述の原則に就きては次の諸點に注意することを要す。

- (一) 防備せざる敵の港又は海岸を封鎖することを得るか。之を否認する者は其理由として封鎖の爲めに通商に妨害を及ぼす可からずと唱ふると雖も今日に於ては理論上に於ても將又實際上に於て封鎖は敵の交通々商を阻害する公正の手段にして、之れが爲め中立國の通商に不利益を及ぼすも亦止むを得ざるものなりと認めらるゝを以て否認説は到底之れを支持することを得ず。
- (二) 封鎖し得可きは單に敵の港のみに限るか。或は封鎖し得可きは單に敵の港津に限ると主張する者あり。實際上に於ても封鎖の行はるゝは専ら船舶の出入する港津たる場合多しと雖も理論上に於ては交戦者は敵の海岸の如何なる部分と雖も之を封鎖することを得と論定せざる可からず。若し然

らざるに於ては港津に非らざる海岸の部分を利用することによりて易々として封鎖の効力を破却することをを得るの結果を生ず可ければなり。之れ倫敦宣言が特に「港及び海岸」と規定せる所以なり。

- (三) 河口の封鎖問題
- (甲) 敵國々内河川の場合。此場合にありては交戦者は其河口を封鎖し得ること論を換たす。
- (乙) 航行し得可き國際河川の場合。河流の通航し得可き部分が中立國に跨る場合にありては(一)豫め戦時の中立を約せる場合には其條約に従ふ。(二)若し斯かる條約なき場合に於て(イ)其河口が全く中立國に屬する場合には絕對に之を封鎖することを得ざるも(ロ)其河流が中立國を通過して敵國に入りて海に注ぐ場合又は中立國と交戦國との國境を流るゝ場合に關しては(イ)斯かる河川は絕對に封鎖することを許さずとする説と(ロ)之を封鎖し得るも中立國に屬する部分に對し航行する船舶の通過を許可し可しとする説と(ハ)斯かる河流中特に敵國に屬する着船場に限り封鎖することを

得可しする説との三ありと雖も何れも單に學說に止まり一般に是認せられたるものに非ず。

(丙) 運河。運河に關しては各場合に付きて特に條約を締結す可きものとす。

(四) 海峡の封鎖。海峡に付きては兩岸の距離六哩以上の場合には別に議論を生ずることなしと雖も其距離六哩以下の場合にありては下の區別を要す。

(甲) 公海と公海とを連結する場合。斯かる海峡は絕對に之を封鎖することを得ず。

(乙) 公海と内海とを連結する場合。此場合にありて(一)若し其海峡の一方若しくは其中にある海の一部が中立國に屬するときは之を封鎖することを得ず。(二)反之其海峡の兩岸及び内海が共に敵國に屬するときは之を封鎖することを得。

(五) 自國の權力の行はるゝ地方即ち自國の領土又は自國の占領する海岸は之を封鎖することを得るや。否、若し之等の場所に對する交通々商を禁止せんと欲せば内國法を以て之を規定し、其禁止理

由を中立國に通告するを以て足れりとす。決して封鎖の手段に訴ふ可きものに非ず(倫敦宣言第一條)

(六) 自國海岸を敵の海岸と共に封鎖することを得るか。此場合に付きては多少疑を存す可き餘地なきに非ずと雖も予は現今の封鎖の觀念上之を否定す可きものと信ず(前項參照)

第四節 封鎖の實力。

封鎖を有効ならしむるが爲めには實力を用ひざる可からず(倫敦宣言第二條)蓋し充分なる兵力を用ふることなく單に一片の宣言又は通告を以て中立國を拘束せんとする所謂紙上封鎖又は擬制封鎖は交戦國の意思を以て專斷的に且つ絕對的に公海に於ける一般商業の自由を左右せんとするものにして若し之を認むるときは中立國の獨立權を侵害すること甚だしきを以て今日に於ては文明諸國中何れの國と雖も之を認むるものなきに至れること封鎖に關する法則の發達史に徴して明らかなりとす。然るに其所謂封鎖を有効ならしむるが爲めに

74  
要する實力とは如何なるものを指すやに關しては英國主義と佛國主義との間に大なる差異ありて相争へり。今左に此の兩主義の大要を擧げん。

(一)英國主義。此主義は封鎖を以て一の權利行為となし交戦者は敵國に對する通商を其場所を指定して禁止するの權利あるものにして封鎖は畢竟此禁止を實行するの手段に過ぎずとなすものなり。故に此主義に據るときは封鎖を實行するに當りては必ずしも一定の場所に艦船を碇泊せしむるを要せず。國際法の要求する所は唯封鎖せられたる場所に入らせんとする船舶に對し現實の危険を被らしむることを得ば即ち足れりとなすものなり。此理論よりして英國主義に於ては巡洋封鎖を認む。

(二)佛國主義。此主義は封鎖を以て純然たる戰鬪行為の一なりと認め封鎖に屬する一切の權利は實力を以て之を實行するより生ずるものなるが故に之を實行したるより以上の要求をなすことを得ずとなし、此理論よりして眞正の封鎖には二個の

艦隊を要し(或は一艦隊を二分し)其一是各艦互に着弾距離を隔て、碇泊し其間を通過せんとする船舶に對し、必ず發見せられて射撃せらる可き危険を被むらしめ、他の一は特別通知をなし又は封鎖を衝破せんとする船舶を追捕するの任務に服す可きものなりとなすものなり。

以上略述せる兩主義に付きて其當否を考ふるに封鎖者が封鎖を實行するに當りて如何に其兵力を配置す可きやは海岸の形狀、水路の性質、潮流の模様等の如何によりて異ならざるを得ず。從て封鎖の有効なるや否やも亦之等の諸點を標準として判定す可きものなり。殊に今日に於ては水雷の發明と戰術の進歩とにより昔日と大に其事情を異にするものあるが故に從來佛國主義の主張せるが如く極端に嚴密なる條件を要求するは到底難きを求むるの批難を免がれず。此點に於て吾人は英國主義を推唱し「敵國の海岸に到接するを實際防止するに足る可き充分の兵備」あれば足れりと云ふに止め餘は事實の問題に委するの外なしと信ず。之れ倫

敦宣言第三條の規定ある所以なり。

前述せるが如く封鎖の實力とは敵國の海岸に接到するを實際防止するに足る可き充分の兵備を云ふものなるが故に場合によつては封鎖す可き場所に接近して駐屯する自國陸軍より其港口に對する砲撃を以て之を封鎖することを得可し、或は封鎖艦隊の勢力にして不充分なるときは陸上よりする砲撃を以て其兵力を補ふことを得可く、更に又封鎖者は必要あるときは封鎖す可き港口に土石、船舶、木材、水雷等を沈置することによりて封鎖兵力を補充することをもなし得るものなり。中立國の商業を永遠に妨害するに至る可きの理由によりて此所謂石材封鎖を否認するは不當なりとす。

75  
吾人は更に進んで封鎖實力の繼續問題を研究せんに元來封鎖の有効ならんが爲めには單に一旦充分の兵力を以て之を設定するに止まらず、爾後封鎖艦隊又は軍艦に於て其任務を充分に實行し以て船舶の出入を防止するの注意を事實上盡し居らざる可からず、茲に於て如何なる場合に封鎖の効力は

依然繼續し如何なる場合に消滅するやの問題を生ず。今左に之を説明せん。

(一)封鎖の効力が依然繼續する場合、

(イ)天候險惡の爲め封鎖海軍力が一時其所を去ることあるも封鎖は撤去せられたるものと看做さず(倫敦宣言第四條)

(ロ)或船舶が無難に封鎖を破りて出入することを得たる事實のみによりて封鎖を無効となりたるものと主張することを得ず。

(ハ)封鎖違反者を追撃するが爲め封鎖軍艦が一時其場所を退散することあるも封鎖は終止せざるものとす。左れど其追撃が非常の遠距離に及び港口に達したる中立國の船舶が封鎖は解消せられたるものなりと信ず可き理由ありと認む可き場合には封鎖の効力は少なくとも其程度に於て毀損せられたるものにして斯かる港津に進入せんと試みたる中立船舶は少なくとも封鎖侵破の責を免かるゝものとす。但し佛國學者は概ね包括的に「天候不良以外」の原因により封鎖艦隊が其位置を去るとき



は封鎖は一旦終止するものなりと主張す。之を佛國主義の學者が眞正なる封鎖に必要なりとする嚴格なる條件と綜合するときは佛國主義に於ては本項の場合には封鎖は一旦終止するものと認むるものゝ如し。左れと予は封鎖實力の解釋に於て英國主義を認むると等しく此場合に於ても追撃が非常なる遠距離に及ぶ極端なる場合を除けば封鎖は依然繼續するものなること毫も疑ふ可きに非ずと信ず。

(三) 船員の休息又は糧食の積込等の爲めに封鎖艦隊に屬する軍艦が一時引揚げたる場合に封鎖は依然繼續するや否やに關し英國主義は之を肯定し佛國主義は之を否定す。

(二) 封鎖が終止する場合

- (イ) 戦争が終了するとき。
- (ロ) 封鎖者が自ら封鎖を撤去するとき。
- (ハ) 封鎖者自身が封鎖の場所を占領したるとき。
- (ニ) 封鎖者が敵より撃退せられたるとき又は適

襲を恐れて封鎖を解きたるとき。

(ホ) 封鎖者が船舶の國籍によりて封鎖の適用を不公平になしたるとき。(倫敦宣言第五條)。蓋し此くの如きは封鎖を正當とするの理由に背くのみならず各國船舶をして封鎖は解除せられたるものなりと誤認せしむるの恐れあればなり。

(ヘ) 封鎖任務に従事する艦隊が封鎖以外の目的に使用せられたるとき。

(ト) 封鎖宣言中に記入したる所と異なる行動をなしたるとき。(倫敦宣言第十條)

第五節 封鎖の宣言及び通知  
封鎖は戦争に伴ふ必然の結果に非ずして交戦者が其必要を認むる場合に特に之を設定するものなるを以て單に實力を以て之を設定したるのみにては中立國船舶は之を尊重するの義務を生せず。唯交戦者が封鎖を行ふの意思を公けにし且つ其設定の事實を中立國船舶に知了せしめたる後に於て彼等が被封鎖海岸に出入せんと企つるに及びて交戦者は之を拿捕し所罰するの權利を生ずるのみ。之れ

封鎖の宣言及び通知を必要とする所以なり(倫敦宣言第八條)。今左に之を説明せん。

封鎖の宣言とは交戦者が封鎖を行はんとする決意の公表を云ふ。何人が此宣言権を有するやは既に詳述せり(倫敦宣言第九條第一項)。而して此宣言には(一)封鎖開始の期日(二)封鎖する海岸の地理上の制限及び(三)中立船舶の解纜猶豫期間を明記す可きものにして若し封鎖者が其宣言に記載したる事項と異なりたる行動をなしたるときは其宣言は無効となり、封鎖は一旦終止するものとす。(倫敦宣言第九條第二項及び第十條)

封鎖の通知に付きては先づ其種類より述べん。

(一) 封鎖港内に對する通知。  
封鎖港内通知とは封鎖海軍力の指揮官より封鎖港内の地方官憲及び中立國の領事官に對し封鎖の宣言を通知するを云ふ。此通知にして一旦發せられたるときは港内の船舶は悉く封鎖の成立を知了せるものと看做され封鎖者は封鎖を侵破して逃出せんとする船舶に對し何等特別の通知をなすことな

くして之を拿捕することを得るものにして、決して封鎖の事實を知らざりしとの反證を許さざるものとす。此點に付きては英佛兩主義相一致せり(倫敦宣言第十一條第二號)

(二) 一般通知及び推測通知  
一般通知とは封鎖を行ふ國より直接に各中立國の政府に宛て、又は封鎖を行ふ國に駐劄する各中立國の代表者に宛てたる通知を以て、換言すれば外交上の手續により各中立國に對し封鎖の宣言を通知するを云ふ。(倫敦宣言第十一條第一號)

前記の方法により封鎖が各中立國の政府に通知せられて後一定の時日を經過したるとき若しくは封鎖の事實が一般航海社會又は商業社會に知れ渡りて顯著なる場合には中立國人民は實際封鎖の事實を知ると否とに拘らず之を知了せるものと看做すものとす、之を推測通知と云ふ。

(三) 特別通知  
特別通知とは封鎖の現場に於て封鎖海軍力に屬する一艦船の將校をして封鎖港に近づく船舶に對し



封鎖の現存を通知せしむるを云ふ。此通知は之を船内書類に記入し年月日及び時刻並に其時に於ける船舶の地理上の位置を附記するものとす（倫敦宣言第十六條）

上述せる三種の通知中封鎖港内に對する通知に關しては今日何等の異説なしと雖も一般通知及び特別通知に付きては從來英佛兩主義の間に左の如く大なる相違ありき。

（甲）英國主義。此主義は法律上の封鎖と事實上の封鎖とを區別す法律上の封鎖とは政府が一般通知を發して執行する正式の封鎖にして此場合にありては封鎖の効力は一般通知に始まり實力の撤退又は終止の通知に終るものとす。故に其期間封鎖線に近づく中立船舶は特別通知を受くることなくして直ちに封鎖違反の責に問はるゝものとす。唯此場合に於ても或船舶が一般通知を發せざるに先ちて其最後の港灣を解纜し爾後の航海中封鎖設定の事實を通知するの機會を全然有せざりしものと推定し得可き場合には唯一の例外として特別通知を

與ふ可きものとせり。斯の如く英國主義が特別通知を排するの理由は特別通知は單に無用なるのみならず却て萬一を僥倖して封鎖を侵破せんとする者を生じ有害なる結果を生ず可ければなり。

事實上の封鎖とは司令官が委任の職權によりて封鎖を設定し未だ外交上の通知を経ざるものを云ふ此場合にありては封鎖水面に來航する船舶に對して特別通知をなす可きものとす。

之を要するに英國主義は原則として一般通知主義を採用し特別通知は唯一（一）一般通知を發せざる以前に最後の港灣を解纜し爾後の航海中全く封鎖設定の事實を知るの機會を有せざりし船舶に對し又は（二）事實上の封鎖の場合にのみ與ふ可き例外にして其他の場合には無用なるのみならず却て有害なりとなすものなり。

（乙）佛國主義。此主義は一般通知と特別通知とを併用する者なり。但し此主義に於ては一般通知の目的は封鎖違反の責任を定むるが爲めの必要條件に非ずして單に國際禮讓上より中立國の船舶を

して封鎖の事實を知了せしめ、封鎖港を到着地として進航するの危険なるを覺らしむるにあり。從て封鎖港を到着地とする航海は封鎖の違反に非ず反之特別通知は直接に封鎖線の通過を禁止するものにして此通知を受けたる後更に封鎖線を越へんとする船舶に限りて封鎖の侵破者として處分するものとす。其理由に曰く。封鎖は之を實行したる事實より始まり此事實に對し中立國船舶は出入をなさざるの義務を生ずるものなり。然かも此事實は時々刻々變化するものなるが故に封鎖者は中立國船舶に對し特別通知を以て一定時に於て封鎖の依然繼續しつゝあることを警告して歸航せしめざる可からずと。

今英佛兩國主義を比較するに佛國主義は中立國に取れて大に利益あるのみならず其適用上に於ても最も簡明なり、反之英國主義は交戰國に取りて大に有利なるも其適用上に於ては複雑を免がれず。左れど吾人は現今社會の實際上英國主義が佛國主義に比して遙かに適當なるを信ず。如何となれば

國際公法の要求する所は單に封鎖の違反には中立國船舶が豫め封鎖の存在を知了し居たるの事實に止まり、彼等が如何にして之を知了するに至りたるやは問ふ所に非ず。然るに現今の如く電力及び蒸汽力の使用によりて交通々信の便大に開けたる時代にありては中立國船舶は特別通知を疎たずして確實に封鎖の存在を知り得可きを以て極端なる例外的場合の外毫も特別通知の要を見ざるなり。茲を以て倫敦宣言は此點に於ては英國主義を採用し封鎖衝破の爲め中立國船舶を拿捕するの條件として現實承知（特別通知）と推定承知（一般通知）の二者を認め、特別通知を要するは封鎖港に近づく船舶が封鎖の事實を知らず又は知りたりと推定す可からざる場合に限るとせり。（同宣言第十四條乃至第十六條）。故に此點に於ては佛國主義は大に英國主義に讓歩せるものと云ふ可し。

吾人は本節を終るに臨み次の二點に留意せざる可からず。即ち（一）封鎖を擴張したる場合又は一旦撤去したる後再び執行する場合にありては新たに

封鎖を設定せる場合と等しく宣言及び通知をなさざる可からず。更に又(二)封鎖を故意に撤去し又は中途に於て之れに對して制限を加へんとするときは港内通知及び一般通知をなさざる可からず。(倫敦宣言第十二條及び第十三條)

第三章 封鎖の效果

封鎖せられたる場所と外界との一切の交通を遮断するを封鎖の效果とす。詳言すれば船舶は其封鎖國に屬すると敵國に屬すると將又中立國に屬することを問はず。又其載貨の有無を論せず一切其出入を禁じて商業上の交通を遮断するのみならず人の交通及び通信の往復と雖も悉く之れを遮断するものとす。従て彼の郵便船の如きも其性質上交戦者に取つて危険なる通信の運搬に従事し得るものなるが故に決して其出入を許すの義務なることなく唯恩惠的を之れを許可するのみ。又海底電線の如きも交通遮断の必要上之れを切斷することを得るは一般に認めらるゝ所なり、右の原則に對しては國際公法上次の例外が認めら

るゝことを記憶せざる可からず。

第一。第一に論究す可きは猶豫(恩惠)期間問題なりとす、元來封鎖の開始に當り該港内に碇泊する無害なる中立國の船舶を交戦者と共に閉塞し絶對に其出港を許さざるは不當なるを以て之等の船舶に對しては一定の猶豫期間を與へて出港せしむるは近來一様の慣例なり。而して此猶豫期間は所謂港内通知によりて關係船舶に通知するものなるに前述せる如し。但し載貨に關しては英佛兩主義の間に差異あり。英國主義によれば封鎖開始以前に積込みたる貨物は其事實を證明せしめて其儘出港することを許すも封鎖開始以後に於て積込みたる貨物を以て出港せんとするものは猶豫期間内にありても尙封鎖違反を以て罰せらる。唯中立國より封鎖開始以前に輸入し來りたる貨物にして其販路を得ざりしものは證明の上之を持去るとを許すのみ。然るに佛國主義にありては猶豫期間内は新たに貨物を積込みて出帆することを得るものとす。猶豫期間内に出帆する船舶に對しては封鎖艦隊よ

り猶豫期間内に出帆したる旨を該船舶の航海日誌に記入して與ふるを例とす。之れ後日に至り他の軍艦の臨檢に遭ひたるとき其封鎖違反に非ざることを證明するの用に供せしむるが爲めなり。猶豫期間を経過したる後封鎖港を出帆せんとする船舶は特別通知を與ふることなくして直ちに封鎖違反を以て處罰するを原則とす。但し不可抗力の證明ある場合又は封鎖海軍力指揮官の怠慢により地方官憲に封鎖の宣言を通知せず。又は其通知したる宣言中に猶豫期間を明示せざりし場合は此限に非ず。

第二。中立國政府が封鎖港内に駐割する自國の外交官又は領事官と公務上の交通をなすことを禁ずることを得ず。従て又斯かる通信のみを運送する中立國船舶の出入を制止することを得ず。蓋し中立國は被封鎖國と國交關係を繼續するの權利あるのみならず斯かる交通を許すも毫も封鎖の目的を害することなければなり。

第三。封鎖海軍力の官憲に於て確認す可き危難の

場合」に於ては中立國船舶は封鎖港に避難することを得。但し其事由の消滅したるときは直ちに退去す可し、且つ其載貨に關しては毫も變更を試むることを得ず。(倫敦宣言第八條)此例外的の場合に風波の場合を包含するは論なき所なりと雖も食料及び飲料水の缺乏をも入港の理由となすに足る可きや否やに關しては消極積極の二説あり。航路の迷失地理の不案内の如きは到底入港の理由となすに足らざるは諸學者の一致する所なり。要するに本項の場合に關し倫敦宣言は許可を與ふ可き場合を封鎖海軍力官憲の判定に委したるを以て當該官憲の判斷宜しきを得ば能く詐欺による封鎖の侵破を防止することを得可し。

第四。特許を與へて港内に入らしめたる船舶には又其出港を許さざる可からず。但し貨物を搭載することを得ると否とは其許可の條件による。

第五。中立國の軍艦は封鎖港に出入するの自由を與へらるゝを例とす。蓋し軍艦は封鎖が實際實力を以て維持せられ居るや否やを監視し、又は封鎖



82  
 區域内にある自國の代表者に對する公信を傳送し又或は該區域内に在留する自國臣民を保護する等其公務の遂行上封鎖港に出入するの必要あるのみならず、之れが自由出入を許すも決して商品等を輸送するの行爲なく從て封鎖設置の目的を害するが如きことなければなり。左れと中立國軍艦は權利として封鎖港に出入することを要求することを得ず。唯封鎖國は國際禮讓として之を許可し特別重大なる理由あるに非ざれば之を拒絶せざるのみ倫敦宣言も亦此主義を認め其許可を與ふるや否やは一に封鎖海軍力指揮官の判斷に委することとせり。(倫敦宣言第六條)

第六。封鎖の效果は封鎖せられたる場所と海上との直接の交通を遮斷するにあるを以て内地陸路又は運河等を経由し非封鎖港を通じて間接に封鎖港と海上との間に行はるゝ交通は之を禁止せざるものとす。

封鎖の效果に關して特に注意す可きは封鎖は各國の船舶に對して公平に適用せらる可きものなるの

事實なりとす。從て封鎖者が封鎖の效果に關する法則の適用を寛大となしたる場合に於ては其寛典は又各國の船舶に對して衡平均一ならざる可からず。若し船舶國籍の如何によりて其待遇を異にするが如き場合に於ては中立國は之に對して抗議し得可きのみならず封鎖自體も亦其効力を失ふ可きこと前述せる如し。(倫敦宣言第五條)

第六章 封鎖の違犯

封鎖設定者が中立國の船舶を封鎖違犯なりとして處罰せんとするには第一、封鎖が有効に設定せられ居ると。第二、當該船舶に於て封鎖の存在を知了せること及び第三、之を破り又は破らんとするの意思に出でたる行爲あることの三要件を具備せざる可からず。第一、第二の要件に付きては既に論述せる所なるが故に要するに之等の條件を具有せざる場合に正式に封鎖を設定したる者に屬する權利を行使し以て中立國船舶の權利を侵害したる封鎖交戦者は國際公法上重大なる責任を負擔せざる可からずと云ふの外茲に論述を要せず。然る

に第三の要件即ち封鎖を破り又は破らんとする意思に出でたる行爲とは如何なるものを云ふやとの問題に付きては英佛兩主義の間に非常の差違あり之れ實に英佛兩主義が封鎖其もの性質に付きて其解釋を異にするに基因するものなり。換言すれば佛國主義は封鎖を以て單に一種の戰鬪行爲に過ぎずとなすを以て唯封鎖を破るの事實を罰するのみなるに反し英國主義に於ては封鎖は交戦者が敵の海岸の一部分に對する中立商業を禁止する權利の行使なりとなすを以て單に封鎖を破るの事實のみならず之を破らんとする企圖をも罰せんとするものなり。

第一、出港封鎖違犯

出港封鎖違犯とは封鎖港内より外部に出づる場合の違反を云ふ。此場合に於て英國主義によるときは封鎖港より備船契約書又は其他の書類に航海の終點として指定したる港津に達する迄を唯一不可分なる封鎖侵破の行爲となし其航海の途中に於て如何なる場所に寄港するも爲めに封鎖違反の罪責

は消滅せざるものなるが故に交戦國軍艦は封鎖艦隊に屬せざるものと雖も其航海中何れの場所にても出會次第之を拿捕することを得るものとす。之を追跡權と云ふ。但し此場合に於ても當該船舶が航海の終點に達する以前に於て封鎖が解除せられたるときは違反發生事由の消滅により違反の罪責も亦消滅するものとす。

封鎖區域外にありて封鎖區域内より小船にて貨物を受取り之を輸出する船舶も亦封鎖違反と看做さる。佛國主義に於ては封鎖線外に出でんとする船舶を現場にて拿捕したる場合若しくは現場より間斷なく追跡して公海に於て拿捕したる場合の外之を罰せず。從て(一)其追跡は必ず封鎖艦隊の一艦を以て之を行はざる可からず。又(二)一旦中立港に入りたるときは直ちに封鎖違反の罪責は消滅す。出港封鎖違反の場合に於ては特別通知を要せずとの點に於ては英佛兩主義相一致す。

第二、入港封鎖違犯



入港封鎖違反とは外部より封鎖港内に侵入する場合の違反を云ふ。此點に關しても亦英佛兩主義を區別して論究せざる可からず。

(甲)英國主義。此主義は法律上の封鎖と事實上の封鎖とを區別す。

(一)法律上の封鎖。此場合に於ては封鎖は一般通知により中立國の船舶に對して効力を生ずるものなるが故に封鎖港に向つて航行する船舶は其目的を以て航海を開始したる瞬間より封鎖違反と看做さる。從て封鎖交戰國の軍艦は封鎖艦隊に屬せざるものと雖も出會次第公海に於て之を捕獲することを得可し。但し此場合に於ても封鎖其ものが解除せられたるときは封鎖違反の罪責も亦其瞬間より消滅すること入港封鎖違反の場合の如し。

右の原則に對しては二個の例外あり  
(A) 封鎖港に向つて航行を開始せる船舶と雖も中途にして其方向を變じて非封鎖港に至らんとするものは其方向變換が誠心誠意に出で虚偽不可抗力又は交戰國軍艦の拿捕を免かれんとするの念に

基けるものに非ざること明らかなる場合には封鎖違反の性質を脱するものとす。

(B) 遠隔の地より航行する中立國船舶にして封鎖港に到着せる際若し封鎖解除の後なるときは入港すとの條件を以て航行するものは封鎖違反と看做さず。但し封鎖現場に近づくに先ち必ず非封鎖港に寄港して封鎖の解除せられたるや否やを問合すことを要す。

(二)事實上の封鎖。此場合にありては封鎖は唯事實によりて存在するものなるが故に中立國の船舶は豫め其成立及び繼續を知了す可き理由なきを以て封鎖港に向て航行するは封鎖違反に非ず。唯一旦特別通知を受けたる後再び封鎖を破らんとするものなりと疑ふ可き行爲あるときは罰せらる。中立國船舶にして自ら封鎖區域外に止まり貨物を小船に轉載して封鎖港内に陸揚せんとするは封鎖違反なりとす。

(乙)佛國主義。此主義は特別通知を絶対に必要とし一旦之を受けたる中立國船舶にして再び封鎖を

破らんとするに於て始めて之を封鎖違反と認め現場に於て之を拿捕し又は封鎖海軍力の一部を以て之を追跡し中立國の港灣に至らざる以前に於て之を拿捕し又は封鎖海軍力の一部を以て之を追跡し中立國の港灣に至らざる以前に於て之を拿捕することを得るものとせり。故に佛國主義に於ては所謂豫防權なるものを認めずと雖も中立國船舶にして封鎖港に向つて航行中封鎖國の巡洋艦より封鎖の存立を正式に通知せられたるにも拘らず尙其企圖を實行せんとするときは現に封鎖の場所に侵入せんとする以前に於て之を拿捕することを得とすものと如し。

上來詳述せるが如く封鎖の違反に關しては英佛兩主義の間には重大なる差異あることを思ひ倫敦宣言は封鎖を破りたる船舶又は破らんとする船舶の拿捕は封鎖艦隊の行動區域内に限りて之を行ふことを得ることとなし、且つ彼等の追跡は必ず封鎖艦隊の一艦に依らざる可からざることとなせり。

(倫敦宣言第十七條、第二十條)此點に於ては英國

主義は佛國主義に讓歩したるものと云ふ可し。但し所謂「鎖封艦隊の行動區域内」なる用語の解釋如何によりて拿捕を行ひ得る區域に大なる差異を生ず可く從て此點に關しては將來解釋上の論争を免かれざる可し。

第七章 封鎖と連續航海の理論

佛國主義によるときは船舶が入港封鎖違反を以て罰せらるゝには豫め特別通知を受けたることを要件とするを以て連續航海の理論を封鎖に適用するの餘地なきは言を換たすと雖も英國主義に於ては船舶が封鎖存立の事實を知了せるに拘らず同港に至らんとするの意思を以て航海を開始するときはその航海を以て封鎖違反と看做し封鎖交戰國の軍艦は該船舶の航行中之を拿捕することを得るを以て若し實際上封鎖港に至らんとする船舶が其航行中の拿捕を免がれんが爲め其航海を二分し封鎖港に近き他の一港迄を第一航海となし船舶書類は其意味にて整頓し置き該港に到着の上其貨物を陸揚せず機を見て同じ貨物を以て此所より第二の航海を

なし、以て封鎖港に入らんとするに於ては封鎖交戦者は第一第二の航海を通じて單一の航海と看做し第一の航海中に於て封鎖違反を以て之を拿捕し得となすは連續航海の理論の正當なる適用と云はざる可からず。

然れども米國南北戦争の場合に於て米國高等法院の主張せるが如く中立港に向つて航行する船舶にして拿捕せられたる場合に其載貨にして該中立港に於て他の船舶に轉載せられ以て封鎖港に輸入せらる可しと疑ふ可き充分の理由ある場合に於ては封鎖交戦者は該船舶を處罰するを得可しとなすは連續航海の理論の不當なる適用なりと云はざる可からず。如何となれば誠實に中立港に向へる船舶の積載する貨物が或他の船舶により敵地に轉せらる可しとの嫌疑あるにより該船舶を拿捕し其載貨を處罰し得可しとせば之れ中立國の通商に對し新たなる制限を加ふるものにして、若し此理論にして支持せらるゝときは交戦國は敵の海岸に接近せる中立港に對し解釋上の封鎖とも稱す可きもの

を設定するを得るの結果を生ずるに至る可し。此點に關する倫敦宣言の規定は中立國の利益を保護するが爲め「封鎖海軍力は中立港及び中立海岸に接するを妨止す可からず」(倫敦宣言第十八條)と規定せるのみならず、特に「船舶又は其載貨の結局の向先きの如何を問はず其船舶が現に封鎖せられざる港に向つて進みつゝある間は封鎖違反として之を拿捕することを得ず」(同宣言第十條)となせり。之れ封鎖違反に基く船舶の拿捕を封鎖艦隊の行動區域内に限定したると等しく英國主義の讓歩にして、彼の米國法廷の主張せるが如き連續航海の理論の極端不當なる適用を排斥したるのみならず、少なくとも締盟國間に於ては連續航海の理論は全く封鎖に適用す可からざるることとなしたるものなり。

第八章 封鎖違反の制裁

封鎖違反の嫌疑ある船舶は之を拿捕して捕獲審檢所の審檢に附す。審檢の結果封鎖違反の事實確定すれば下の區別によりて處分せらる。

第一、船舶。

船舶は封鎖侵破の主犯者なるを以て其所有者の如何に拘らず正當の捕獲として沒收せらる(倫敦宣言第二十一條前段)

第二、載貨。

載貨が戰時禁制品なるときは封鎖違反の事實の有無に拘らず沒收せらる可きは毫も異議なき所なり然れども載貨が通常貨物なる場合には如何に處分す可きやに關しては異論あるを免かれず。

(甲)佛國主義。此主義によるときは常に其載貨の全部を沒收す。

(乙)英國主義。此主義に於ては(一)載貨の所有者が船舶の所有者と同一人なるときは載貨は當然沒收せらる。反之(二)兩者相異なるときは載貨の所有者が貨物積込の當時其到着港が封鎖港なることを知らざりし所以を證明し得る場合に限り其載貨は放免せらる。同一の免除は非封鎖港に向つて出帆せる船舶の船長が航行中任意に封鎖港に向ひ其方向を變換したる場合に於ても與ふ可きものに

は非らざるか。然るにストウエルが斯かる方向變換か船舶の出帆以前封鎖の事實が知れ渡れる港津に向つて起りし場合に於ては其方向變換は載貨所有者の利益の爲めにせるものと看做され、載貨は船舶と同一の運命に陥らざる可からずとなせるは不當なる判決と云はざる可からず。如何となれば船長は船舶所有者の代理人なれども特約なき限り決して載貨所有者の代理人に非ざるにも拘らず船長の行爲は載貨所有者の意思に非ずして全然獨立なりしことを證明するの機會を載貨所有者に與ふることなくして船長の行爲に對して其責に任せしめんとするは明らかに非理なればなり。此點に關して倫敦宣言が廣く「封鎖衝破の意圖を承知せず且つ承知すること能はざりしことを證明したる場合」には載貨を放免する旨を規定せるは今日海運の實況上當を得たるものと云ふ可きなり(倫敦宣言第二十一條後段但書)

第三、船員。

古昔に於ては中立國人民の封鎖違反を以て交戦國



一方の戦争上の権利に反對して其對敵國を援助する一の犯罪行爲となせる結果封鎖違反者は或は之を俘虜となし、或は之を死刑に處したりと雖も、今日に於ては斯かる思想は一變し、中立國人民は其船舶を以て封鎖港と交通するの自由を有すると同時に交戦者は戦争法上の權利として其出入を妨げ之を捕獲することを得るに過ぎず。從て封鎖の違反は決して國際公法上の犯罪にも非ず。又必ずしも違反者本國法上の犯罪にも非ざるを以て封鎖衝破の船員は須らく解放せらる可きものなりとなさるゝに至れり。左れど若し審檢の爲め必要あるときは一時彼等を抑留し得可きは一般に認めらるる所なり。

(終)

### 社會價値の概念

政治科 小泉 信三

(本年二月發行 Quarterly Journal of

Economics Pp. 213-232) センシティブ

イター氏の所説三田讀書會報告)

目次

- 一、純理研究の方法は個人的なり
- 二、社會價値の概念の意義
- 三、社會價値の概念は社會及び其行動に干し樂觀的見解を取ら
- しむ
- 四、代價論と社會價値の概念との干係
- 五、再説

ジェヴォレス、ワルラ等以後所謂正統學派に對する新學派の純理經濟學は個人價値を論じて社會價値を言はざりしが近來漸く學者の社會價値の概念を説く者出で(クランク殊に然り)一般の承認を得んとす。而かも其の概念に至ては未だ周到なる定義を見ざるを以て之れが眞義と其經濟學組織上の地位とを論ずるは興味あるとに屬す、本論の目的亦實に茲にあり。

一、先づ特に言ふ可きは純理(經濟學)研究は個人的方法に依ること之れなり。近來の學者は其の

れを代表す)充足が其欲望の強度に及ぼす影響に干する或推定に由りて所謂利用曲線を (Utility

curve)作り之れに對する財の存在量如何によりて限界利用を定め之れを以て凡ての推論の根據となし方便となす。此に於てか吾人は之等の理論が個人を獨立の單位とするものなるを見る。何となれば唯個人のみ能く欲望を感じることを得可ければなり。同時に限界利用又は價値を論せんとせば或社會の富が如何に各個人間に分配せられあるかを驗せざる可らず、蓋し限界利用は個人が有し得る財の量に依り而して是は又各人が依て以て財を得可き一設の資力に依る者なればなり。吾人は先づ個人の欲望を研究せざる可らず。次に個人の富を知らざる可らず。即ち吾人の研究は個人を以て出發せざる可らざるなり。此研究法に依て吾人は需要、供給、代價(代價なる語を著者は獨語の Preis 即ち交換價値の如き意に用ふること注意す可し。編輯者附註)從て財貨分配、各個所得の關係、財の量と代價との關係を知る。而して此方法の誤らざ

ることは人の肯ずる所なり。

然るに此推論法は直に取て以て社會に應用す可らず。頭腦なく神經なき社會は欲望を感じず。從て個人に於ける如き『利用曲線』を有する能はず、社會内の財は個人支配の下にありて其個人の欲望に從て充用せらる。其欲望の内容如何を問はず欲望を感じ之れが充足を計る主體は個人にして社會に非ず。故に市場に於ける凡ての需要は之れを個人的の者なりと云ふことを得。唯一つ嚴密なる意味に於て社會的欲望と稱し得可き者あり。其は意識的に全社會に依て主張せらるゝ欲望にして共產社會の場合に於て實現せらるゝもの之なり。此場合には多少複雑なる關係は生ず可しと雖『社會的利用曲線』從て社會價値なる者あること尙個人に對する個人價値の如し。然れ共共產社會以外に於ては只個人の欲望、需要價値及び其相互作用(Interaction)あるのみ。便宜の問題として『一般的需

要曲線』(general demand curve)ありとなすは可なりと雖、其は個人的曲線より獨立して存在せる